

*本紙の特集事例をよりくわしく解説！あわせてご活用ください。

先生方へ
やまびこだより
No.133
今号の特集から

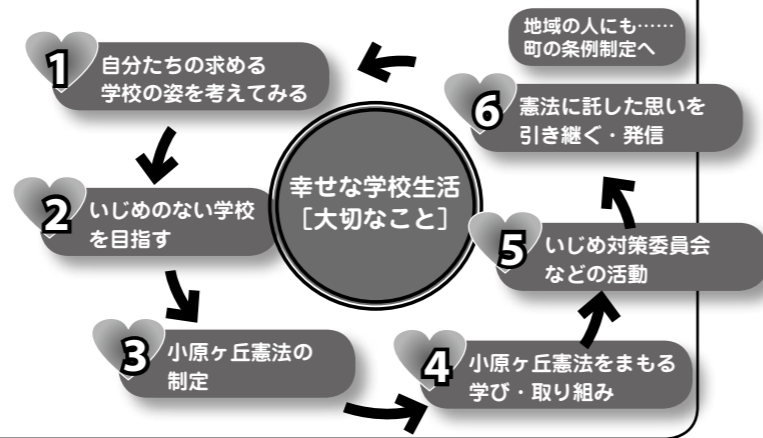
「憲法(大切なもの)」をつなぐ…こめられた思いを学び、行動する

誰にでも、幸せで安心な毎日を送る権利があります。学校の中でも外でも、それは変わりません。自分たちの幸せな学校生活に最も大切なことは何か…真剣に考えて、それを実現するために大切なことをわかりやすく形にまとめたのが「小原ヶ丘憲法」です。

「憲法」という言葉を使って、「特別大切なもの」「ほかの決まりよりも大切なもの」と位置づけました。形にして残し、振り返ることで、次の取り組みのきっかけとし、いじめについて一人ひとりが考える指針となっています。

「どんな理由があろうとなかろうと、いじめは許されない。だめなものだめなんだと、この憲法を通して言いたい」と熊谷さんは言います。それが「人権」で

す。「小原ヶ丘憲法」は中学生の課題意識から生まれた「基本的人権の尊重」の取り組みです。



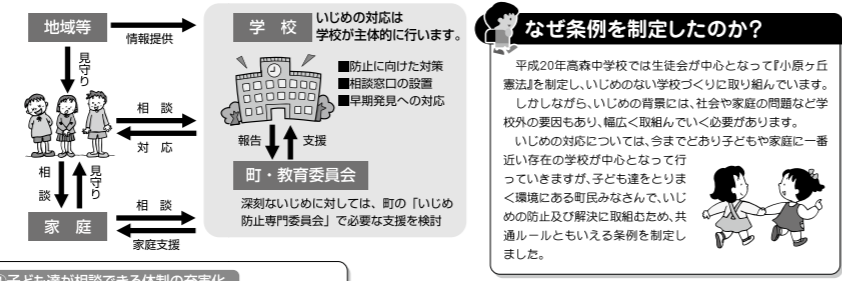
「小原ヶ丘憲法」は校内だけでなく、地域の皆さんにも伝えられています。

条例のポイント

- 1 町全体でいじめ防止に取り組むことを宣言
いじめは、家庭や学校、町や地域全体で取り組むべき重要な課題です。「いじめは絶対に許さない」という姿勢を明確化するともに、その対策を各々の役割に基づき実施することを宣言しました。
- 2 町全体でいじめの解決に取り組むことを宣言
一方で、多感な子ども達の人間関係においては、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得ることです。早期発見・早期解決により、いじめを深刻化させない対策を実施することを宣言しました。
- 3 役割の明確化
家庭や学校、町や地域が、いじめ防止や解決に向けて、責任を持ってその対策に取り組むことが出来るよう、それぞれの役割を明確化しました。
- ◆家庭
●子どもとの対話を大切に、円満な家庭環境を築くとともに、子どもの様子に配慮しながら、いじめは許されない行為であることを教えます
●いじめを発見した時は、学校等と協力して解決にあたります。
- ◆学校
●いじめ防止のための対策や、早期発見・早期対応、継続的な見守りを行います。
●いじめが起きたことを確認したら、保護者や町と協力して解決にあたります。必要に応じて、クラスや学年等に状況を説明し、みんなで協力して解決にあたります。
- ◆町
●いじめの防止や解決を図るために必要な施策を講じます。
- ◆地域等
●子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動や行事をつうじて、子ども達の健全育成に協力します。
●いじめを発見した場合は、学校や町に情報を提供します。

「高森町子どもいじめ防止条例」が施行 町民みんなでいじめをなくそう!

高森町では、6月20日「高森町子どもいじめ防止条例」を施行しました。条例では、深刻化するいじめ問題に対して、高森中学校生徒会が中心となって「全校でいじめのない学校づくり」として制定した「小原ヶ丘憲法」に託した生徒の思いを町民皆さんで共有し、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を明確にし、町全体でいじめ防止に取り組むことを宣言しました。町民のみならず、高森町の未来の宝である子どもたちを見守り、地域全体で子どもを育てましょう。



なぜ条例を制定したのか?

平成20年高森中学校では生徒会が中心となって「小原ヶ丘憲法」を制定し、いじめのない学校づくりに取り組んでいます。しかしながら、いじめの背景には、社会や家庭の問題など学校外の要因もあり、幅広く取組んでいく必要があります。いじめの対応については、今までどおり子どもや家庭に一番近い存在の学校が中心となって行っていますが、子ども達をとりまく環境にある町民みなさんで、いじめの防止及び解決に取り組むため、共通ルールともいえる条例を制定しました。

いじめに悩んでいたら…相談しよう!

いじめに悩んでいたり、いじめを見かけた子は、勇気を出して、家族や学校の先生、信頼できる身近な人に相談してください。又、いじめを地域の皆さんで見かけたりしたら、速やかに下記へ連絡をお願いします。

- 学校のいじめ相談窓口……3校保健室に設置しています。
- 高森町いじめ相談窓口
高森町福祉センター1階、教育相談室内
電話/0265-35-9410 有線/89-3400

■お問合せ 高森町教育委員会 電話0265-35-8211 有線89-3200

「広報たかもり」2013年9月号より

「高森町子どもいじめ防止条例」は2013年に制定されました。「小原ヶ丘憲法」の精神を引き継ぎ、いじめ防止に取り組んでいく姿勢、体制を整えたものです。子どもたちが抱える課題について、子どもたち自身の発信によって条例化されたことが注目されています。

協力：高森町立高森中学校、高森町教育委員会、高森町ボランティアセンター

発行日：平成26年9月20日 発行：社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
〒380-0928 長野市若里7-1-7 TEL.026-226-1882 FAX.026-228-0130
E-mail vcenter@nsyakyo.or.jp URL http://www.nsyakyo.or.jp/



「いじめのない学校」、幸せな学校生活を目指して 高森中学校の活動から



小原ヶ丘憲法

前文
この憲法は、皆さんの思いの込められた、高森中学校に笑顔をのびるために制定されたものである。この憲法を守り、一人一人が学校を誇れる人、誇りを抱えて学校を作らねばならない。

序文
この憲法に反した場合は、相手に謝り握手を交わそう。

第一条
高森中生ならば、この憲法を守らなければならない。

第二条
「うざい」「死ね」などの罵詈雑言は許さず、いかなる暴力も振るってはならない。

第三条
無視は無言の暴力。いかなる暴力も振るってはならない。

第四条
見ているあなたも加害者である。いじめられている人、手をさしのべよう。

高森町立高森中学校には「小原ヶ丘憲法」という、全校で大切にしている約束があります。これは6年前に、当時の生徒会役員が中心になって制定したもので、「いじめを防止し、なくす」ことをめざしています。中学生にとって、とても身近な問題である「いじめ」をなくそうと真剣に考え、その思いを大切に守って、いこうという精神が、「憲法」には生きています。

事例の概要

「憲法」に込めた願い

「小原ヶ丘憲法」を作った当時、高森中学校では目立った深刻ないじめは起きていませんでした。けれども、いじめを苦にして命を絶つ中学生のニュースが時折流れ、他人事ではないのではないかという思いもありました。こんな悲しいことが起きないように、自分たちがいじめに加わることがないように…そのために作られたのが「小原ヶ丘憲法」です。

当時は生徒たちの間にも「いじめられる方にも問題がある」という声があったそうです。また、自分では積極的に手を出さないけれど、実際に起きているいじめにさえ気づかないだけかもしれない。それでいいのでしょうか。表に

出していないけれど問題の根は深いかもしれないという思いから、本気でいじめをなくすために、一番大切なことは何かを盛り込んだ条文を作りました。

「憲法」を大切に守る

高森中学校では、この「小原ヶ丘憲法」を今でも大切に守っています。全校生徒が毎日通る大階段や教室に条文が掲げてあります。ただの標語として終わらせるのではなく、いつも意識できるように、人権集会で条文を学びます。毎年行われる「憲法の学び」によって、小原ヶ丘憲法の精神は高森中学校の生徒たちに代々引き継がれていきました。

昨年度から、生徒会には「いじめ対策委員会」がおかれ、いじめに関する調査を定期的に行い、全校でいじめについて

考える時間を持っています。「憲法」はいじめを糾弾するのではなく、常に自分の振る舞いを振り返る基準、心のよりどころとなっているということです。

「憲法」が町の条例に

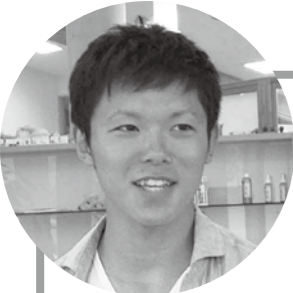
「憲法」を大切に守っていく取り組みは、町の大人たちを動かしました。中学生が制定した「小原ヶ丘憲法」の精神を町全体で共有し、いじめのない町にしようと、昨年「高森町いじめ防止条例」が制定されました。

生徒会いじめ対策委員会の取り組みは、先生方や教育委員会とも共有されています。それにより、いじめを防ごうという意識が中学校だけでなく町内全体で高まっています。

「小原ヶ丘憲法」の掲げた願いは、こうしてつながっているのです。

いきさつ

制定当時の高森中学生役員に聞きました



平成20年度高森中学校生徒会男子副会長
(現在明治大学法学部3年生)
くまがい しょうた
熊谷 翔さん

Q.「小原ヶ丘憲法」制定のきっかけは？

熊谷 当時の生徒会の学年委員長が中心になって呼びかけたものです。当時生徒総会でいじめについてのアンケートを取ったら、「理由があれば許されるいじめもある」というような回答も少なくなかったのです。それはちょっと違うんじゃないか、というので、生徒会で話し合ったのが始まりでした。

Q.当時、身近にいじめはありましたか？

熊谷 当時はどうだったかな……。『いじめられた』というのは、受け取る側の感じ次第なので、もしかしたらあったのかも見えないいじめは、その分、たちが悪いですね。

Q.「憲法」を作るためにどんな作業をしましたか？

熊谷 学年委員会を中心に、最低限これだけは大切にしたいことを盛り込もう、という話し合いをしました。入学したばかりの1年生でもわかる簡単な言葉で、でもとても大切なことだというのが伝わるように「憲法」という形にしました。

普通生徒会で決めることは役員会で承認すれば決定ですが、これだけは学校全体の大切なことなので、生徒総会で決議しました。みんなで1条ずつ読み上げて発表したのを覚えています。今大学で法律を学んでいますが、やっぱりこれは「憲法」という名前がふさわしいと思います。

Q.「憲法」を引き継いでくれた後輩たちの取り組みについてどう思いますか？

熊谷 後輩たちがみんな大事にしてくれて、憲法という形のまま残してくれているのは本当に奇跡のようなことだと思います。これからの後輩たちには、これは僕らが始めたことではあ

思い

るけれど、今の自分たちのものだと思ってほしい。

憲法って、国民を縛るものではなくて、国民の権利を守るものですね。これも同じで、「小原ヶ丘憲法」も、生徒の権利を守るもの。その一番大切なところが変わらなければ、その時にあわせて多少条文が変わろうと、大きな問題ではないと思います。

小学校のころから、いじめはいけないというのは、道徳の授業や生徒会の取り組みでもさんざん言われてきたことです。でも、それが行動につながらないといけない。「小原ヶ丘憲法」が「いじめ対策委員会」をつくるという行動のきっかけになっているなら嬉しいです。こうした取り組みがあるからこそ、この憲法が今も力強いものになっているのだと思います。

正直、「小原ヶ丘憲法」があればいじめはなくなる、というのではないと思います。けれど、いじめられている子にとっては、心のよりどころになれば良いですね。

Q.この憲法が、どんなふうに広がっていくことを期待しますか？

熊谷 学校のいじめの問題は、子どもたち自身の問題です。いくら大人たちが考えたって、なぜいじめが起きるのかわからないし、「これが原因」と識別できるようなら苦労はないと思います。やはり当事者である子ども自身が解決できなければ、本当の意味でいじめはなくなると思います。でも子どもだけでは限界があります。子どもたちが考えて発信することを、大人がサポートしたり、アドバイスしたりして助けてくれれば、大きな動きになると思います。

この「憲法」や、そこからできた条例のような、いじめをなくす動きが、これからどんどん広がっていったらいいと思います。いじめられている子がこの「憲法」を見て、自分のところにもあればいいと思って、作ってくれたらいいですね。

さらにインターネットをうまく活用して、中学生の声を全国に発信していくこともできるのではないのでしょうか。大人の協力を得ながら、社会を変えていくことは可能だと思います。

